

【資料1】

最近のトラック運送事業に関する取組について

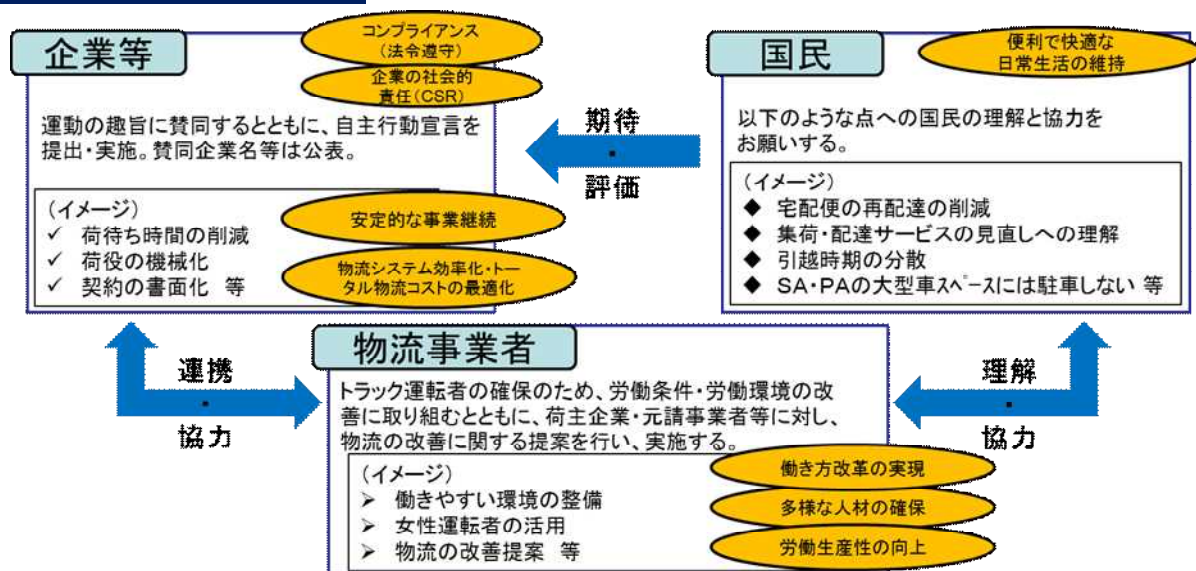
「ホワイト物流」推進運動の概要

● 深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的とし、

① トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化

② 女性や60代以上の運転者等も働きやすい、「よりホワイト」な労働環境の実現
に取り組む「ホワイト物流」推進運動を関係者が連携して強力に推進。

推進運動のイメージ



「ホワイト物流」推進会議の構成員

「ホワイト物流」推進運動の推進体制として、有識者、荷主や物流事業者の関係団体、労働組合から構成される「ホワイト物流」推進会議を設置。

(有識者)

野尻 俊明 流通経済大学学長(座長)
齋藤 実 神奈川大学経済学部教授
高岡 美佳 立教大学経営学部教授

(関係団体)

日本経済団体連合会
日本商工会議所
全国農業協同組合中央会
日本農業法人協会
日本ロジスティクスシステム協会
全日本トラック協会
日本物流団体連合会

(労働組合)

交運労協
運輸労連
交通労連

(事務局)

国土交通省(主管)
農林水産省
経済産業省
全日本トラック協会

推進運動の経緯

平成30年 5月30日:自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議
政府行動計画の決定(「ホワイト物流」推進運動は重点施策)

12月14日:第1回「ホワイト」物流推進会議(推進方針を決定)

平成31年 3月:賛同企業の募集開始、上場会社等(6,300社)に参加要請文を送付
5月以降:全都道府県において各企業及び団体等を対象とした説明会を実施
この他、事業者団体等の会議において幅広く周知

ポータルサイトの開設（4月～）



- 「ホワイト物流」推進運動の解説・周知
- 自主行動宣言の受付、賛同企業の公表
- 今後、動画の掲載等、内容の充実を図る予定

政府広報（随時）



「徳光 & 木佐の知
りたいニッポン！」
(BS・TBS)
6月2日・9日
放送

- 「ホワイト物流」推進運動の解説・周知

説明会・講演会・セミナー（4月～）



アジア・シームレス物流
フォーラム2019東京
パネルディスカッション
「ホワイト物流」

- 全都道府県での説明会、日本商工会議所等の団体での説明会・講演会等を実施
- 今後、全国10カ所で、事業者の取組事例を紹介するセミナーを開催予定

自主行動宣言

- 平成31年3月末、上場会社等(約6,300社)に参加要請文を送付



- 4月以降、約550社の企業が自主行動宣言を提出



「ホワイト物流」
推進運動

※本運動は、国土交通省から委託を受け、本セミナーの事務局を行っております。

「ホワイト物流」推進運動セミナー 開催のご案内

「ホワイト物流」推進運動について、多くの皆様のご理解をいただくためのセミナーを開催することとしました。

併せてこの場で、トラック運送に関する国土交通省の施策やお願い事項について、3点ご説明をさせていただきます。

今回は、愛知・北海道・宮城・広島・新潟・沖縄の6会場での実施概要をご連絡いたします。

当セミナーはこの後、福岡・香川の2会場での実施を予定しております。

多くの皆様のご参加をお待ちしております。

プログラム

セミナー1	「ホワイト物流」推進運動の取組事例紹介
セミナー2	トラック運送業の取引の適正化について
セミナー3	飲料配送研究会報告書の概要について
セミナー4	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会TDM(物流関係)への取組について

スケジュール

地域	日時	会場
東京	10月10日(木) 14時～16時	TKP 新宿カンファレンスセンター ホール 5A https://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/cc-shinjuku/access/
大阪	10月15日(火) 14時～16時	TKP 新大阪駅前カンファレンスセンター ホール 4A https://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/cc-shinosaka-higashiguchi/access/
愛知	10月16日(水) 10時～12時	TKP 名駅桜通口カンファレンスセンター ホール 4A https://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/cc-meieki-sakuradoriguchi/access/
北海道	10月25日(金) 10時～12時	TKP ガーデンシティ札幌駅前 ホール 2B https://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/gc-sapporo/access/
宮城	10月28日(月) 14時～16時	TKP 仙台カンファレンスセンター ホール 2B
福岡	調整中	調整中
広島	11月11日(月) 14時～16時	広島YMCA コンベンションホール http://www.hymca.jp/hall/access/
香川	調整中	調整中
新潟	12月10日(火) 14時～16時	コープシティ花園(ガレッソ)4階 ガレッソホール
那覇	11月29日(金) 14時～16時	沖縄コンベンションセンター 会議室B1 http://www.oki-conven.jp/access/

募集要項

定員 すべての会場とも先着100名。定員になり次第締め切らせていただきます。

参加費 無料。事前に申込サイトからお申込みが必要です。

申込方法 下記の申込サイトよりお一人様ずつお申込みください。

右のQRコードからも申込サイトにつながります。

<https://white-logi-move.com/>



※報道関係の方は、下記の日通総合研究所へ直接お電話にてお申込みください。

お問合せ先

説明会の申込方法・運営について

株式会社日通総合研究所 担当：今野、金澤
直通：090-1617-7184

セミナーの内容について

国土交通省自動車局貨物課 担当：有馬、橋本
代表：03-5253-8111 (内線41322)

株式会社日通総合研究所は国土交通省から委託を受け、本セミナーの事務局を行っております。

自動車運送事業のホワイト経営の「見える化」検討会について

開催趣旨

運転者としての就職を希望する求職者が就職先を選ぶ際や、荷主等が取引先を選ぶ際に参考にすることができるよう、長時間労働の是正などの働き方改革を重視した「ホワイト経営」への自動車運送事業者の取組状況を「見える化」するため、認証制度の創設等について検討する。

構成

【有識者】

野尻 俊明 流通経済大学 学長(座長)
青山 佳世 フリーアナウンサー
中嶋 美恵 (一社)女性バス運転手協会 代表理事
瀧澤 学 社会保険労務士・行政書士
圓山 博嗣 (公財)交通エコロジー・モビリティ財団
交通環境対策部長

【事業者団体】

(公社)全日本トラック協会
(公社)日本バス協会
(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会

【労働組合】

全日本交通運輸産業労働組合協議会(交運労協)
全日本運輸産業労働組合連合会(運輸労連)
全国交通運輸労働組合総連合(交通労連)
日本私鉄労働組合総連合会(私鉄総連)
全国自動車交通労働組合連合会(全自交労連)

【行政】

厚生労働省労働基準局
国土交通省自動車局

認証制度のコンセプト(主なもの)

- ・トラック・バス・タクシーの「運転者」に特化した認証制度とする。
- ・認証項目は、労働条件や労働環境に関するものを中心とする。
- ・複数の段階を設ける。(1つ星、2つ星、3つ星)
- ・中立的な民間団体による運営とする。

スケジュール

平成30年度

- 6月11日 第1回検討会(認証制度の基本的な考え方 等)
- 9月19日 第2回検討会(認証項目・認証基準について)
- 1月30日 第3回検討会(報告書案について 等)

令和元年度

- 6月25日 報告書の公表、認証実施団体の公募開始
- 8月27日 認証実施団体として一般財団法人日本海事協会を選定
- 年度内 認証制度の募集開始(目標)

「自動車運送事業のホワイト経営の『見える化』検討会」報告書【概要】

＜正式名称＞

「運転者職場環境良好度認証制度」
(愛称・認証マークは別途作成)

＜認証単位＞

事業者単位(都道府県単位も可)

＜認証項目＞

必須項目と加点項目より構成。約80項目。
認証項目は以下の6分類。

法令遵守等	労働時間・休日
心身の健康	安全・安心
多様な人材の確保・育成	自主性・先進性等

＜認証基準＞

一つ星 (☆)	二つ星 (☆☆)	三つ星 (☆☆☆)
業界上位50% 水準以上	業界上位25% 水準以上	業界上位12% 水準以上

- ・必須項目の全てを満たすこと
 - ・加点項目の合計点数が基準点を満たすこと
- ※「二つ星」「三つ星」は、「一つ星」取得の翌年度から申請可

＜認証の有効期間＞

2年間

＜認証の開始時期＞

令和元年度中の申請募集開始(目標)

＜審査方法＞

書類審査及び対面審査

＜審査結果の公表＞

プレスリリースの上、認証実施団体のホームページに公表

＜インセンティブ＞

- (例)・認証マークの車両、営業所等への掲示
- ・求人票への記載
 - ・ハローワークを通じた認証制度の周知
 - ・「ホワイト物流」推進運動を通じた認証トラック事業者の積極的活用の推進 等

改正の目的

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間が設定される(=働き方改革法施行)こと等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

改正の概要

【公布日：平成30年12月14日】

1. 規制の適正化

① 欠格期間の延長等

法令に違反した者等の参入の厳格化

- ・ 欠格期間の延長(2年⇒5年)
- ・ 処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限
- ・ 密接関係者(親会社等)が許可の取消処分を受けた者の参入制限 等

② 許可の際の基準の明確化

以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化

- ・ 安全性確保(車両の点検・整備の確実な実施等)
- ・ 事業の継続遂行のための計画(十分な広さの車庫等)
- ・ 事業の継続遂行のための経済的基礎(資金) 等

③ 約款の認可基準の明確化

荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化

→ 原則として運賃と料金とを分別して收受
= 「運賃」: 運送の対価 「料金」: 運送以外のサービス等

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化 (許可後、継続的なルール遵守)

① 輸送の安全に係る義務の明確化

事業用自動車の定期的な点検・整備の実施 等

② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

- ・ 車庫の整備・管理
- ・ 健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

3. 荷主対策の深度化

※ 「荷主」には元請事業者も含まれる。

トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難 (例: 過労運転、過積載等)
→ 荷主の理解・協力のもとで働き方改革・法令遵守を進めることができるよう、以下の改正を実施

① 荷主の配慮義務の新設

トラック事業者が法令遵守できるよう、荷主の配慮義務を設ける

② 荷主勧告制度(既存)の強化

- ・ 制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
- ・ 荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【令和5年度末までの時限措置】

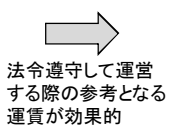
- (1) トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合
→ ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報を共有
② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ
- (2) 荷主への疑いに相当な理由がある場合
→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請
- (3) 要請をしてもなお改善されない場合
→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告+公表

荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合 → 公正取引委員会への通知

4. 標準的な運賃の告示制度の導入

【令和5年度末までの時限措置】

【背景】 荷主への交渉力が弱い等
→ 必要なコストに見合った対価を收受しにくい
→ 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない



標準的な運賃の告示制度の導入
(労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため)
国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる

改正貨物自動車運送事業法〈荷主関連部分〉

荷主の理解・協力を得て、トラックドライバーの働き方改革・法令遵守を進められるようにするための改正が行われました

トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しており、我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないようにするためには、ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

そのためには、荷主や配送先の都合による長時間の荷待ち時間や、ドライバーが労働時間のルールを遵守できないような運送の依頼等が発生させないことが重要であり、荷主の理解と協力が必要不可欠です。

※「荷主」には着荷主や元請事業者も含まれます。

改正事項

令和元年7月1日から施行

① 荷主の配慮義務が新設されました

- 荷主は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を遂行できるよう、必要な配慮をしなければならないこととする責務規定が新設されました。

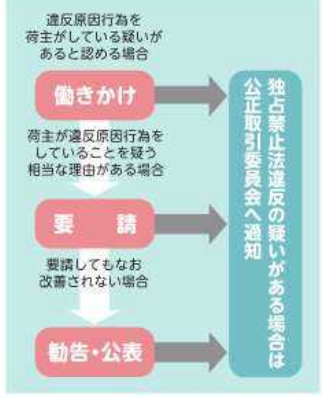
② 荷主への勧告制度が拡充されました

- 荷主勧告制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者が追加されました。
- 荷主に対して勧告を行った場合には、その旨を公表することが法律に明記されました。

③ 違反原因行為をしている疑いがある荷主に対して、国土交通大臣が働きかけ等を行います

(令和5年度末までの時限措置)

- 国土交通大臣は、「違反原因行為」※(トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為)をしている疑いのある荷主に対して、関係省庁と連携して、トラック運送事業者のコンプライアンス確保には荷主の配慮が重要であることについて理解を求める「働きかけ」を行います。
- 荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由がある場合等には、「要請」や「勧告・公表」を行います。
- トラック運送事業者に対する荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合には、「公正取引委員会に通知」します。



※違反原因行為の例

荷待ち時間の恒常的な発生

荷主の都合による長時間の荷待ち時間が恒常的に発生
⇒ 過労運転防止義務違反を招くおそれ

非合理的な到着時刻の設定

適切な運行では間に合わない到着時刻の指定
⇒ 最高速度違反を招くおそれ

重量違反等となるような依頼

積込み直前に貨物量を増やすよう指示
⇒ 過積載運行を招くおそれ

- トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しています。
- 我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないよう、荷主側の理解と協力の下で、ドライバーの労働条件の改善等の働き方改革を進める必要があります。
- 荷主側でも、トラックドライバーの労働環境の現状や労働時間のルールをしっかりと把握し、トラック運送事業者がコンプライアンスを確保できるよう、必要な配慮をしなければなりません。

トラック運転者はピーク時より減少

道路貨物運送業における自動車運転従事者数の推移



トラック運転者は高齢化

道路貨物運送業と全産業の年齢階級別就業者数構成比比較



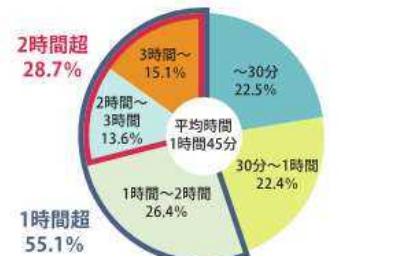
長時間の荷待ち・荷役作業が発生

1運行あたりの平均拘束時間とその内訳



2時間を超える荷待ちが約3割

1運行あたりの荷待ち時間



トラック運送事業者はトラックドライバーに以下の労働時間のルールを守らせる必要があります。違反した場合は処分を受けることになります

● 労働時間のルール「改善基準告示」厚生労働大臣が定めた基準です

拘束時間 (始業から終業までの時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・1日 原則13時間以内 ・最大16時間以内(15時間超えは1週間2回以内) ・1か月 293時間以内
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・継続8時間以上
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・2日平均で、1日あたり9時間以内 ・2週間平均で、1週間あたり44時間以内
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・4時間以内



詳しくは厚生労働省のHP (<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040330-10.html>) をご覧ください。

1. 欠格事由の対象となる「密接関係者」の範囲 【省令・通達】

改正法において、欠格事由として、「『許可を受けようとする者と密接な関係を有する者』（親会社等）が5年以内に許可の取消を受けている場合」が追加。

→ 「密接関係者」の具体的要件を規定

- 【例】・「許可を受けようとする者の議決権の過半数を所有していること」
- ・「申請者の株主と株主の構成が類似していること」 等

2. 許可時の審査の拡充 【通達】

新規参入の許可時の審査事項を拡充

- 【例】・申請前の行政処分歴を確認する期間を、従来の倍程度に延長する。（例：3ヶ月→6ヶ月等）
- ・資金計画に係る費用（人件費・燃料費・車両費等）を、より長期間を見込んで計上することを求める。

3. 事業計画の変更の際の審査の拡充 【省令・通達】

(1) 事業用自動車の数に係る事業計画の変更

（現行）事業計画の変更は原則認可が必要である一方、「営業所に配置する車両数の変更」については、一律に事前届出。

→ 認可基準に適合しないこととなるおそれがある場合については、認可の対象とする。

- 【例】・最低車両台数（5両）未滿となる場合 ・一定規模以上の増車を行う場合
- ・法令遵守が十分でないおそれがあると認められる場合（密接関係者が5年以内に許可の取消しを受けている等）

(2) 法令遵守能力の審査事項の拡充

事業規模の拡大となる認可申請（営業所の新設等）について、法令遵守の状況に関する審査を強化することとする。

- 【例】・貨物自動車運送適正化事業実施機関による適正化事業の結果等を踏まえ、法令遵守が十分に行われていないと認められるものでないこと。
- ・一定期間、自らの責による重大事故を発生させていないこと。 等

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行等に伴う
関係通達の改正案等について（概要）

1. 背景

「規制の適正化」、「事業者が遵守すべき事項の明確化」等を内容とする貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成30年法律第96号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、及び改正法の趣旨を踏まえた法令遵守の徹底等を図るため、必要な通達の整備を行う。

2. 改正の概要

(1) 処分基準の見直し

改正法等を踏まえ、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号・国自貨第77号・国自整第67号。以下「処分基準通達」という。）」、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について（平成21年9月29日付け国自安第75号・国自貨第79号・国自整第69号。以下「日車表通達」という。）」について、以下のとおり所要の改正を行う。

① 改正法により新設又は改正された事項の違反行為に対する処分量定として、以下の違反行為・量定を位置付ける。

- ・各営業所に配置する事業用自動車の数に関する事業計画変更認可違反：10日車
※（現行）当該数に関する事業計画変更届出違反：警告
- ・自動車車庫の位置違反：10日車
※（現行）事業計画変更認可違反、かつ、車庫の位置違反：20日車
- ・車庫の規模の確保違反：10日車
※（現行）事業計画変更認可違反、かつ、車庫の規模の確保違反：20日車
- ・社会保険等の未納付：20日車（新設）
- ・損害賠償の支払能力確保義務違反：20日車（新設）

② 処分量定の2倍を上回らない範囲で加重することができる場合について、一定の輸送の安全確保義務違反のみを対象として規定しているところ、違反の内容が次のいずれかに該当する場合についても対象として明確化する等の改正を行う。

イ 違反行為若しくはこれを証する物を隠滅し、又は隠滅したと疑うに足りる場合の当該違反行為

ロ 違反事実が社会的影響のあるものである場合 等

③ 処分量定を軽減することができる場合について、一定の輸送の安全確保義務違反のみを対象として規定しているところ、違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合についても対象として明確化する。

④ その他所要の改正

(2) 悪質な法令違反に関する早期改善の徹底

輸送の安全の確保に係る一定の悪質な法令違反が常態化しているおそれがあると認められる事業者に対し、早期に改善を促す仕組みを構築するため、以下の内容等について新たに運用を定めるとともに、関係通達について所要の改正を行う。

① 法令違反の是正に係る命令の発出

次のイ又はロに該当する場合には、通常の貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第 33 条の規定に基づく行政処分（事業停止・車両停止）に加え、法第 23 条の規定に基づく輸送の安全確保の命令を発出することとする。

イ 処分基準通達 5（1）①～⑤に該当する違反行為があった場合（運行管理者・整備管理者の不選任等）

ロ 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が実施する巡回指導及び当該巡回指導後に地方運輸局が行う監査の結果により、乗務時間等告示（平成 13 年国土交通省告示第 1365 号）、点呼実施義務及び健康診断受診義務のいずれにも違反が確認された場合

② ①の命令違反に対する処分

①による命令の発出から一定期間後に実施する監査において、当該命令への違反が確認された場合は、法第 33 条に基づく許可の取消し処分を行うこととする。

③ その他

①による輸送の安全確保の命令を「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について（平成 16 年 6 月 30 日付け国自総第 120 号・国自貨第 29 号）」に位置付けるとともに、②による許可の取消し処分について処分基準通達に追加する等の所要の改正を行う。

(3) 法第 64 条の規定に基づく荷主勧告制度における警告を行う事案の追加

「荷主勧告事務の細部取扱い等について（平成 29 年 6 月 30 日付け国自貨第 38 号）」について、以下のとおり所要の改正を行う。

- ① 貨物自動車運送事業者の法令違反行為に対して荷主の関与があるものと認められた場合等に発出する警告書の発出基準に、過去 3 年以内に、支社等の別、法令違反行為の種別を問わず、5 回の協力要請を受けた場合についても対象として追加する。

3. 今後のスケジュール（予定）

通達発出：令和元年 10 月中旬～下旬

施行：令和元年 11 月 1 日

トラック事業における働き方改革の推進

令和2年度概算要求: 200百万円(155百万円)

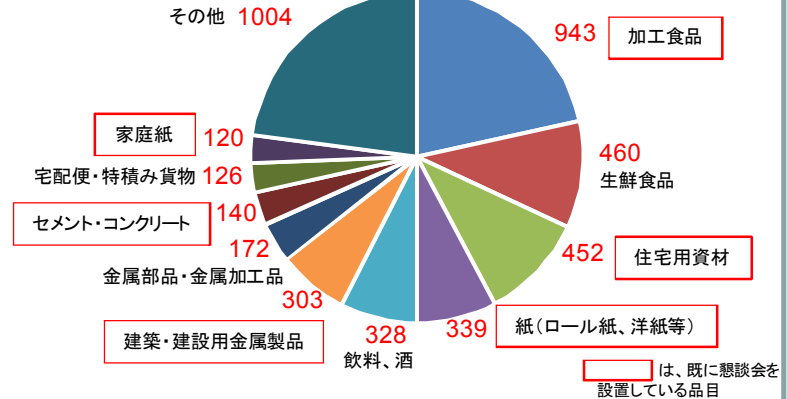
- トラック運送事業は他の産業に比べて長時間労働、低賃金の状況にあり、ドライバー不足が深刻な課題。
- このため、労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成、取引環境の適正化等に資する事業を実施し、働き方改革による労働条件改善を推進する。

<事業概要>

- トラック輸送における物流の生産性向上やトラックドライバーの長時間労働の改善のためには、個々の輸送品目ごとに抱える課題等に違いがあることから、輸送品目ごとの課題把握や改善策の検証が不可欠。
- ① 荷待ち件数が特に多い分野で設置した輸送品目別懇談会(加工食品、建設資材、紙・パルプ)において得られた改善策や好事例を全国に展開するとともに、必要に応じて引き続き、課題解決のための検討・検証を実施。
 - ② メーカー(製)、中間流通・卸(配)、小売(販)のサプライチェーン全体での生産性向上が求められるその他の輸送品目についても、課題把握や改善策の検討・検証を実施。
 - ③ 地方においても協議会等を活用し、各地方の実態を踏まえた改善策を検討・検証するとともに、改善策や好事例の普及・浸透を図る。

①輸送品目別の取組の強化

N=4,387(件数)



30分以上の荷待ち時間が生じた件数(輸送品目別)

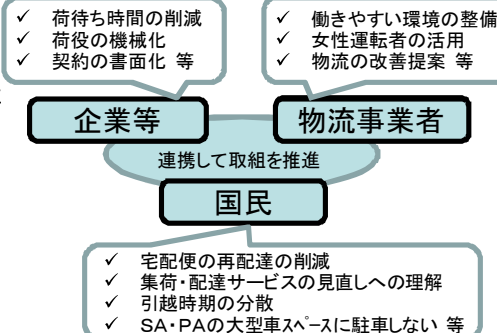
②「ホワイト物流」推進運動の展開

<事業概要>

- 深刻化する運転者不足に対応し、産業活動等に必要な物流を安定的に確保するため、荷主、物流事業者等関係者が連携して強力に推進。

(具体的な取組内容)

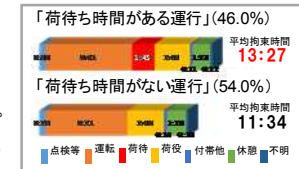
- 荷主・物流事業者の取組事例の集約及びセミナー等による展開
- 荷主等に対する「ホワイト物流」推進運動の参加に向けた呼びかけ
- ポータルサイトの運営 等



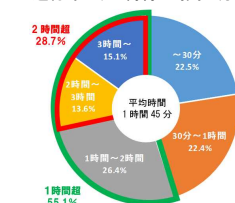
③長時間労働の是正に向けた調査事業

<事業概要>

- **トラック運送事業の実態調査**
(荷待ち・荷役・労働時間など)
- ドライバーの働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにするためには、長時間の荷待ち等が発生させないことが重要。
- デジタルタコグラフの荷待ち記録のプロープデータを用いて荷待ちが多く発生している地域を推定
- 令和元年6月から乗務記録への記載が義務付けられた荷役作業時間等の状況を把握するための調査を実施
- **生産性向上に向けたIT機器に関する調査事業**



1運行あたりの荷待ち時間の分布



トラック運送業の働き方改革に 向けた厚生労働省の取組

厚生労働省 労働基準局
労働条件政策課

1. 令和元年度予算事業 トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

P.2

2. 令和2年度概算要求について

P.6

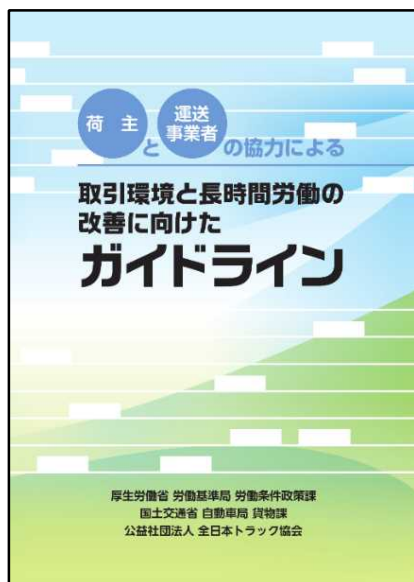
1. 令和元年度予算事業 トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

(1) 荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー

平成30年度に策定した「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」を荷主・トラック運送事業者に対して周知するためのセミナーを、全国47都道府県で各1回以上、全50回実施する。

(2) トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

平成30年度に作成した周知用コンテンツやガイドライン等をまとめたポータルサイトを9月6日に開設。荷主及び運送事業者向けに、「荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間削減に向けた改善ハンドブック」を再整備した web上の自己診断ツールについて、今後追加予定。



荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン

平成28年度及び29年度に各都道府県で実施したパイロット事業で得られた長時間労働改善等の知見や、荷主とトラック事業者の協力による取組を紹介。



荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間削減に向けた改善ハンドブック

荷主と運送事業者がトラック運転者の労働時間削減に取り組む際の“手掛かり”を整理したハンドブック。チェックシートに答えることによって、取り組むべき課題を明らかにする。

(1) 荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー

「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」を荷主・トラック運送事業者に対して周知するためのセミナー

○目的

厚生労働省と国土交通省が協力して、トラック運転者の労働時間短縮のために荷主企業とトラック運送事業者が具体的に取り組む事項の解説などを行い、荷主企業とトラック運送事業者の双方に役立つノウハウを提供。

○概要

セミナーは東京・大阪・福岡において各2回、それ以外の道府県においては各1回開催。事前申込制で、参加無料。「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」からオンラインでの申し込みが可能。

○セミナープログラム

・「荷主団体等の挨拶」及び「トラック運送事業者団体等の挨拶」

各都道府県に設置している「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会（地方協議会）」の委員のうち、荷主団体等およびトラック運送事業者団体等の委員による挨拶を依頼。地方協議会の活動との連携を図ることにより、広く荷主及びトラック運送事業者の参加を得ることを狙う。

・荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの説明（委託先業者：株式会社富士通総研）

ガイドラインの内容に沿って、「トラック運転者の労働時間短縮の進め方」と「対応策」について分かり易く説明。

・「ホワイト物流」推進運動について（国土交通省 地方運輸局（運輸支局））

深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的とした「ホワイト物流」推進運動について説明。

・改正労働基準法のポイントについて（厚生労働省 都道府県労働局（労働基準監督署））

時間外労働の上限規制については、2024年4月1日から自動車運転の業務にも適用されることとなるため、労働基準法の改正内容について、ポイントを絞って説明。

<周知用リーフレットのイメージ>

開催予告

荷主と運送事業者のための トラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー

トラック運転者の長時間労働が問題になっています。トラック運転者の労働時間短縮は、荷主と運送事業者の双方が、歩み寄り、そして協力しあって取り組む必要があります。

いま、考えてみませんか？
物流を支えるトラック運転者のこと。

セミナープログラム（予定）

※セミナーは全都道府県で開催します。

PART 1 荷主と運送事業者の協力による
取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの説明

明日から活用できる「トラック運転者の労働時間短縮の進め方」と「対応策」について、分かり易く説明します。

株式会社 富士通総研
コンサルタント

PART 2 「ホワイト物流」推進運動について

深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的とした「ホワイト物流」推進運動についてご説明します。

国土交通省
地方運輸局（運輸支局）

PART 3 改正労働基準法のポイントについて

時間外労働の上限規制については、2024年4月1日から自動車運転の業務にも適用されることとなりますので、早めの対策が重要です。

労働基準法の改正内容について、ポイントを絞ってご説明します。

厚生労働省
都道府県労働局
（労働基準監督署）

※セミナーは、全都道府県で開催します。
※開催日・開催会場は、右記にて改めてご連絡します。
（開催日の1ヶ月以上前にはご連絡）

- 各都道府県の労働局／運輸局に配布するリーフレット（チラシ）
- 厚生労働省「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」

(1) 荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー

開催スケジュール (都道府県順)

東京・大阪・福岡は各2回、それ以外の道府県は各1回開催

No.	ブロック	都道府県	日程	時間	会場名称	部屋名	住所
1	北海道	北海道	2019/10/15 火	13:00~16:00	北海道トラック総合研修センター	4階大会議室	北海道札幌市中央区南9条西1丁目1-10
2	東北	青森県	2020/01/30 木	13:00~16:00	青森県トラック協会研修センター	2階大研修室	青森県青森市大字荒川字品川111-3
3	東北	岩手県	2019/12/16 月	13:00~16:00	マリオス(盛岡地域交流センター)	18階188会議室	岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号
4	東北	宮城県	2020/02/19 水	13:00~16:00	トークネットホール仙台(仙台市民会館)	B1階展示室	宮城県仙台市青葉区桜ヶ岡公園4-1
5	東北	秋田県	2020/01/14 火	13:00~16:00	秋田市文化会館	大会議室	秋田県秋田市山王七丁目3番1号
6	東北	山形県	2020/01/23 木	13:00~16:00	山形県トラック協会	第1・2会議室	山形県天童市蔵増1465-16
7	東北	福島県	2020/02/18 火	13:00~16:00	福島県トラック協会 県中研修センター	大研修室	福島県郡山市喜久田町卸三丁目5番地
8	関東	茨城県	2019/10/21 月	13:00~16:00	ザ・ヒロサワ・シティ会館(茨城県立県民文化センター)	小ホール	茨城県水戸市千波町東久保697番地
9	関東	栃木県	2020/01/31 金	13:00~16:00	栃木県トラック協会	本館2階研修室	栃木県宇都宮市八千代1-5-12
10	関東	群馬県	2019/11/19 火	13:00~16:00	群馬県トラック協会	大研修室	群馬県前橋市野中町595
11	関東	埼玉県	2019/12/09 月	13:00~16:00	埼玉会館	3C会議室	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-1-4
12	関東	千葉県	2019/11/08 金	13:00~16:00	千葉県トラック総合会館	研修室	千葉県千葉市美浜区新港212-10
13	関東	東京都(1)	2020/01/20 月	13:00~16:00	株式会社富士通総研	5階大会議室	東京都港区海岸1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー5階
14	関東	東京都(2)	2020/02/07 金	13:00~16:00	株式会社富士通総研	5階大会議室	東京都港区海岸1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー5階
15	関東	神奈川県	2019/10/30 水	13:00~16:00	神奈川県トラック協会	7階大研修室	神奈川県横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館
16	北陸信越	新潟県	2019/11/21 木	13:00~16:00	新潟県トラック協会	大研修室	新潟県新潟市新光町6-4
17	北陸信越	富山県	2019/12/19 木	13:00~16:00	富山県トラック会館	3階研修室	富山県富山市婦中町島本郷1番地5
18	北陸信越	石川県	2019/12/18 水	13:00~16:00	石川県地場産業振興センター	研修室5	石川県金沢市鞍月2丁目1番地
19	中部	福井県	2019/10/17 木	13:00~16:00	福井県産業会館	本館展示場	福井県下六条町103番地
20	関東	山梨県	2020/01/24 金	13:00~16:00	山梨県地場産業センター	大会議室	山梨県甲府市東光寺3-1 3-2 5
21	北陸信越	長野県	2020/02/04 火	13:00~16:00	長野県トラック会館	研修ホール	長野県長野市南長池710-3
22	中部	岐阜県	2019/11/18 月	13:00~16:00	ワークプラザ岐阜	大ホール	岐阜県岐阜市鶴舞町2-6-7
23	中部	静岡県	2020/03/09 月	13:00~16:00	静岡県トラック協会	大会議室	静岡県静岡市駿河区池田126-4
24	中部	愛知県	2020/02/20 木	13:00~16:00	ウインクあいち	1202号室	愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38
25	中部	三重県	2020/02/10 月	13:00~16:00	津センターパレス	ホール	三重県津市大門7番15号

No.	ブロック	都道府県	日程	時間	会場名称	部屋名	住所
26	近畿	滋賀県	2019/10/23 水	13:00~16:00	滋賀県トラック協会	大ホール	滋賀県守山市木浜町2298番地の4
27	近畿	京都府	2019/11/26 火	13:00~16:00	京都自動車会館	7,8会議室	京都府京都市伏見区竹田向代町51-5
28	近畿	大阪府(1)	2019/12/11 水	13:00~16:00	大阪府トラック協会	会議室	大阪府大阪市城東区嶋野西2-11-2
29	近畿	大阪府(2)	2020/01/15 水	13:00~16:00	岸和田市立浪切ホール	小ホール	大阪府岸和田市港緑町1-1
30	近畿	兵庫県	2019/12/10 火	13:00~16:00	神戸市産業振興センター	会議室901	兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号(神戸ハーバーランド内)
31	近畿	奈良県	2019/11/27 水	13:00~16:00	奈良県トラック会館	第2会議室	奈良県大和郡山市額田部北町981-6
32	近畿	和歌山県	2019/11/06 水	13:00~16:00	和歌山ビッグ愛	展示ホール	和歌山県和歌山市手平2丁目1-2
33	中国	鳥取県	2020/02/27 木	13:00~16:00	鳥取県立倉吉未来中心	セミナールーム3	鳥取県倉吉市駄経寺町212-5(倉吉パークスクエア内)
34	中国	島根県	2020/02/26 水	13:00~16:00	島根県立産業交流会館(くびきメッセ)	大会議室501	島根県松江市学園南1丁目2-1
35	中国	岡山県	2020/01/17 金	13:00~16:00	岡山商工会議所	大会議室101,102	岡山県岡山市北区厚生町3-1-15
36	中国	広島県	2020/03/16 月	13:00~16:00	広島県トラック総合会館	大研修室	広島県広島市東区光町二丁目1-18
37	中国	山口県	2020/03/17 火	13:00~16:00	山口南総合センター	多目的ホール	山口県山口市名田島1218番地1
38	四国	徳島県	2019/11/25 月	13:00~16:00	アスティとくしま(徳島県立産業観光交流センター)	第2特別会議室	徳島県徳島市山城町東浜傍示1番地1
39	四国	香川県	2019/12/13 金	13:00~16:00	サンメッセ香川	ホールB	香川県高松市林町2217-1
40	四国	愛媛県	2020/02/21 金	13:00~16:00	愛媛県トラック協会	大会議室1	愛媛県松山市井門町1081-1
41	四国	高知県	2019/12/06 金	13:00~16:00	高知県立県民文化ホール	第6多目的室	高知県高知市本町4丁目3-30
42	九州	福岡県(1)	2019/11/14 木	13:00~16:00	福岡県トラック総合会館	402会議室	福岡県福岡市博多区博多駅東1-18-8
43	九州	福岡県(2)	2020/01/28 火	13:00~16:00	ウエルとばた	多目的ホール	福岡県北九州市戸畑区汐井町1番6号
44	九州	佐賀県	2019/10/29 火	13:00~16:00	佐賀県トラック協会 研修会館	大会議室	佐賀県佐賀市高木瀬西三丁目1番20号
45	九州	長崎県	2019/10/28 月	13:00~16:00	長崎県勤労福祉会館	講堂	長崎県長崎市桜町9-6
46	九州	熊本県	2019/12/03 火	13:00~16:00	くまもと県民交流会館	会議室1	熊本県熊本市中央区手取本町8番9号 テリアくまもとビル
47	九州	大分県	2020/01/21 火	13:00~16:00	大分県トラック協会	大会議室	大分県大分市向原西1丁目1-27
48	九州	宮崎県	2020/02/06 木	13:00~16:00	宮崎市民プラザ	大会議室	宮崎県宮崎市橘通西1丁目1番2号
49	九州	鹿児島県	2019/10/31 木	13:00~16:00	かごしま県民交流センター	大研修室 第4	鹿児島県鹿児島市山下町14-50
50	九州	沖縄県	2019/11/12 火	13:00~16:00	九州沖縄トラック研修会館	第1研修室	沖縄県那覇市港町2丁目5番23号

(2) トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

平成30年度に作成した周知用コンテンツやガイドライン等をまとめたポータルサイト

○主なコンテンツ

国民向け

トラック運転者の仕事を知るための情報や、トラック運転者の長時間労働改善のために「できること」や「やって欲しいこと」に関する情報などを提供。今後、トラック運転者の1日の仕事の様子を撮影した動画などを追加予定。

企業向け

荷主企業とトラック運送事業者の双方に向けた、トラック運転者の労働時間の改善を進めるための対応策や有用な好事例等のコンテンツを提供。今後、荷主企業やトラック運送事業者が貨物運送の現状に関するチェックシートに回答することにより、自社の取り組むべき課題を抽出できるweb診断ツールを追加予定。

セミナー情報、申し込み

トラック運転者の労働時間短縮の進め方のノウハウを広く荷主企業やトラック運送事業者に周知するセミナーについて、各都道府県における開催日時や会場等の情報を提供。同ページにおいて、セミナー参加申し込みが可能。

「ホワイト物流」推進運動ポータルサイト（国土交通省）との連携

深刻化する運転者不足に対応し、産業活動等に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的として、トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化、より「ホワイト」な労働環境の実現に取り組む「ホワイト物流」推進運動についての情報を提供。

＜ポータルサイト トップ画面のイメージ＞

The screenshot shows the homepage of the portal site. At the top, there is a navigation bar with the site title 'トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト' and utility links like 'マイナビズ 検索 通知 設定'. The main header features a large illustration with the text 'いま、考えてみませんか? 物流を支えるトラック運転者のこと。' Below this, there are three main sections: 1. '国民のみなさまへ' (For Citizens) with buttons for 'トラック運転者の仕事を知ってみよう' (Learn about truck driver jobs), 'トラック運転者の労働時間削減に向けてあなたにできること、やって欲しいこと' (What you can do and what you want to do to reduce truck driver working hours), and 'トラック運転者の仕事' (Truck driver jobs). 2. '企業のみなさまへ' (For Companies) with buttons for '簡単自己診断' (Simple self-diagnosis), 'サッと解決よるず相談' (Quick consultation), and '情報いろいろ宝庫' (Treasure trove of information). 3. '荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー' (Seminar for cargo owners and carriers to reduce truck driver working hours) with a 'セミナープログラム' (Seminar program) section listing various regions. At the bottom, there is a 'NEWS' section and a '「ホワイト物流」推進運動' (White Logistics Promotion Movement) banner. The footer contains contact information and copyright notices.

2. 令和2年度概算要求について

自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策

概算要求額 1.5億円

- **トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトの継続運用・拡充**
荷主に向けた自動車運転者の労働時間短縮のための周知用動画の掲載等、順次拡充。
- **自動車運転者の労働時間に係る実態把握（トラック、バス、ハイヤー・タクシー）**
トラック運転者と同様に長時間労働の実態があるバス、ハイヤー・タクシー運転者を含む自動車運転者の労働時間の改善に向け、まずはその労働時間に係る実態把握を実施。

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

概算要求額 91億円

■ 働き方改革推進支援センター

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取り組むことが重要であるため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置。①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金の実現、③生産性向上による賃金引上げ、④人手不足の緩和などの労務管理に関する課題に対応するため、就業規則や賃金制度等の見直し方などについて、

- 窓口相談の実施、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 労務管理などの専門家が事業所への個別訪問などにより、36協定届・就業規則作成ツールや業種別同一労働同一賃金マニュアル等を活用したコンサルティングの実施
- 各地域の商工会議所・商工会・中小企業中央会・市区町村等への専門家派遣による相談窓口への派遣などの、技術的な相談支援を行う。

食品流通の合理化に向けた 取組について



2019年10月

農林水産省
食料産業局

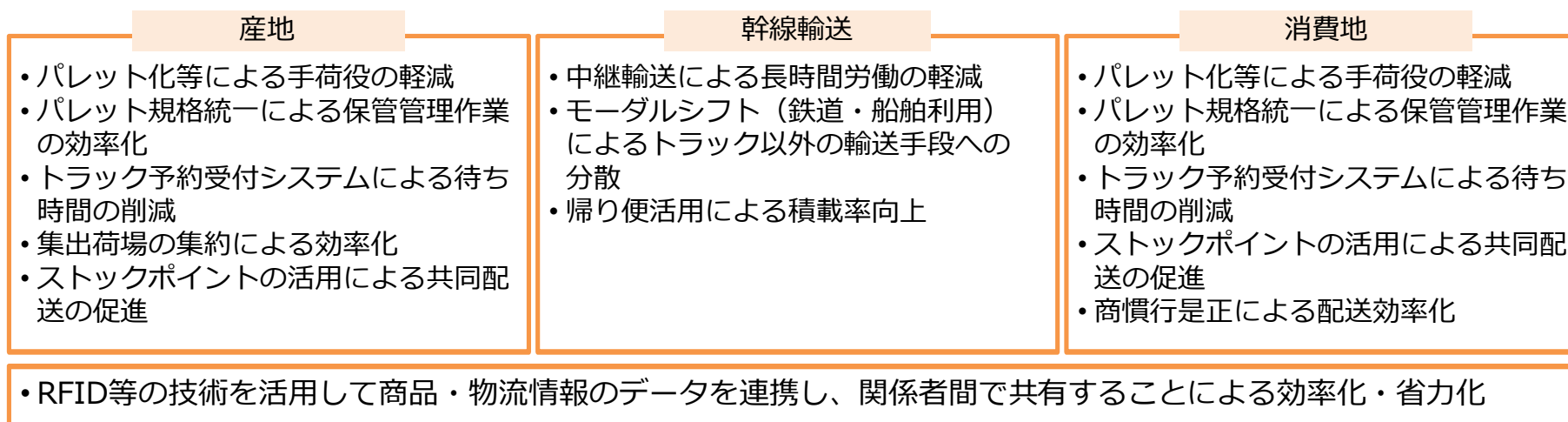


食品流通合理化検討会

趣旨

- トラックドライバーの人手不足が深刻化する中で、国民生活や経済活動に必要不可欠な物流を安定確保するには、**サプライチェーン全体で物流改善に取り組む必要**。
- 特に食品の輸送は、手荷役作業が多い、小ロット多頻度輸送が多い等の事情から、取扱いを敬遠される事例が出てきている。
- また、食品ロス削減への食品関連事業者による積極的な取組が求められている。
- このため、**食品流通の合理化**について、関係者による**検討会を設置し、具体的な方策を検討するとともに、その実現を図る**。

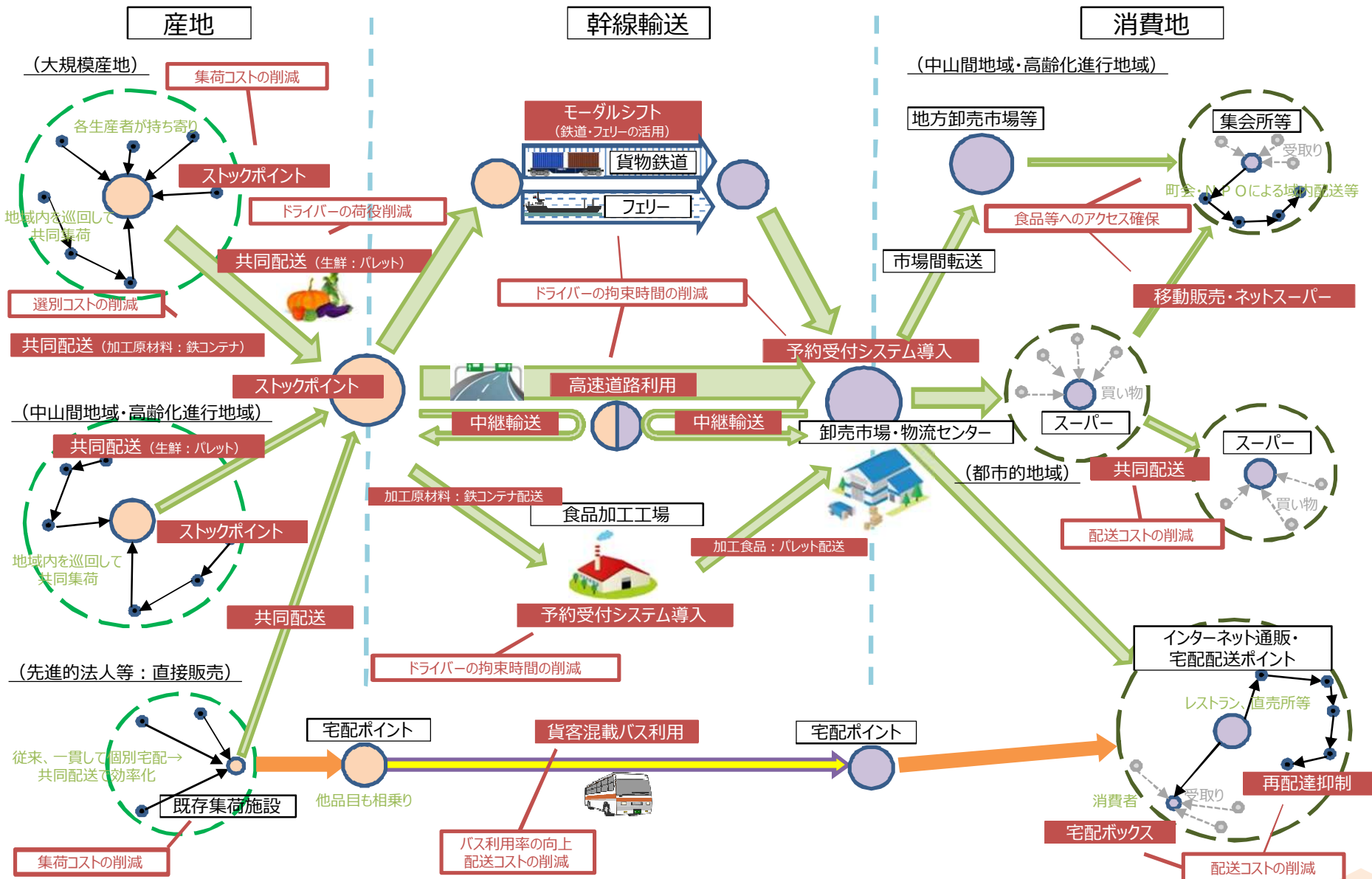
取組方向



食品流通合理化検討会のメンバー（設置予定）

農水省、経産省、国交省、発着荷主関係団体、運送業関係団体 等

食品等の流通合理化の全体像



現在進めている取組①



トラック予約受付システム

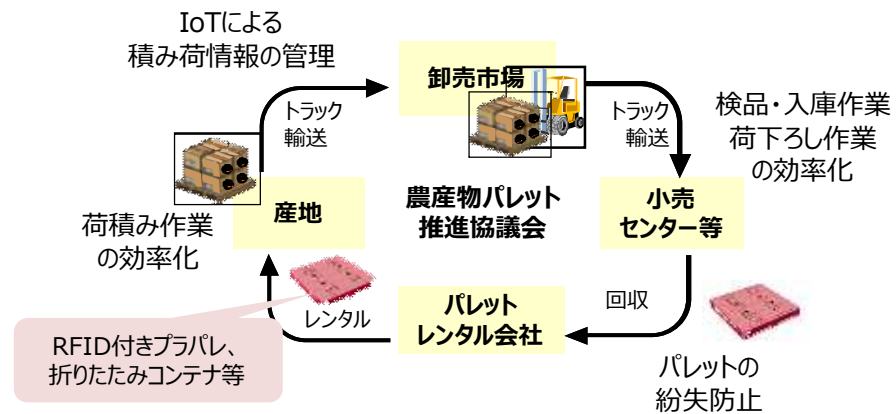
- ・産地の「効率的な集荷システム」
- ・物流センターへの「到着予約システム」



トラックバースの空き時間を見える化し、ドライバーがスマートフォンなどの端末から事前予約できるシステム

パレット化

- ・荷積み・荷下ろし作業の機械化
- ・RFIDを活用した積荷・パレットの管理



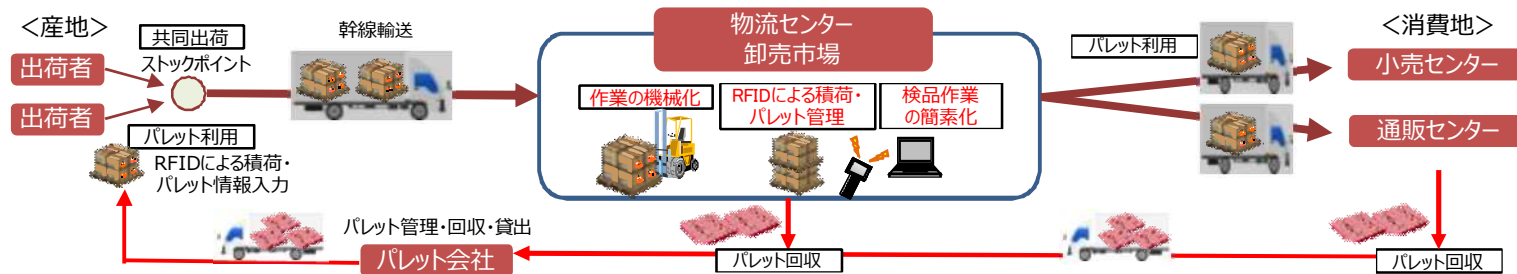
農産物パレット推進協議会（代表理事：全農）

- 正会員：業界団体、JA県本部・経済連、大規模卸売業者、レンタル事業者
- 利用会員：産地JA、中小卸売業者、物流業者
- 賛助会員：物流業者、仲卸業者、小売業者、実需者

現在進めている取組②

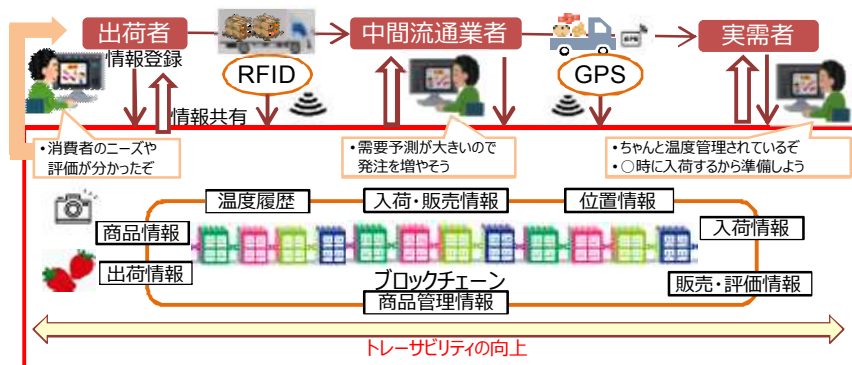
物流プラットフォーム

RFIDを活用した積荷・パレットの管理等により物流情報の共有化や業務の自動化を推進し、労働時間の短縮を実現。



商品管理プラットフォーム

取引情報をリアルタイムで共有するとともに、過去のデータを蓄積し、トレーサビリティの向上、需要予測等に基づいた計画的な発注・出荷を実現。



決済プラットフォーム

ブロックチェーン等を活用して受発注業務の共通化を図り、コスト低減や決済データ解析を実現。

